

補助金の交付状況に係る調書【令和3年度交付分】

補助金の名称	身体障害者福祉協会補助金 (犬山市福祉団体等活動費補助金)		市の担当部課	健康福祉部福祉課	
			問い合わせ先	0568-44-0321	
補助金の交付を受けた 補助事業者の名称	身体障害者福祉協会補助金		代表者名	会長 馬場 玲子	
関係規定	法令	-	条例	-	
	規則等	犬山市補助金等交付規則	要綱	犬山市福祉団体等活動費補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)	特定団体への補助	補助開始年度	昭和57年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)	犬山市の身体障害者の社会参加の促進と自立更生援護活動を行う団体は他にないため。				
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)	団体運営を安定化することにより、犬山市の身体障害者の会員相互の親睦を深めるとともに社会参加を促進する。				
補助金の額  ( )は一般財源の額	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度予算	
	160,000 円 (160,000 円)	160,000 円 (160,000 円)	160,000 円 (160,000 円)	160,000 円 (160,000 円)	
市の補助金を使って 実施した事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パラリンピック採火式への協力等市関係課や関連機関との情報交換や障害理解への助言等の実施</li> <li>・協会の運営に必要な役員会議等を年間を通じて開催</li> </ul>				
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)		2,311,775 円		
	うち補助事業全体の経費		1,551,775 円		
	うち補助対象経費		510,664 円		
	補助対象経費の内訳	協会運営費		382,004 円	
		県等開催事業参加費		0 円	
事業費		128,660 円			
補助額の算出方法	補助率、補助額		団体活動費:定額160,000円		
	補助限度額		対象経費の1/2(上限:160,000円)		
	精算の有無 (変更交付)	有	その理由	交付決定時の予定事業費で支出を行い、事業費確定後に必要に応じて補助額の再算定を行う。	
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から活動が制限されているが、市内身体障害者活動施設での活動を中心として身体障害者の社会参加の機会を提供しており福祉の増進に繋がった。				
その他参考事項	補助事業者の余剰額(繰越額)は、施設等整備費として積み立てている。補助事業全体の余剰金も運営費を除き積立金会計へ積み立てる予定である。 ※身体障害者に必要な福祉施設等の整備を目的とした積立				
	補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		1,641,111 円		
	うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		1,041,111 円		
補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				有	

※令和3年度の実績に基づき作成しています。